

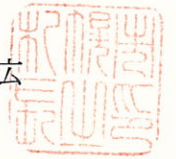


札幌市告示第3204号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成31年札幌市告示2027号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

令和元年6月25日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市中央区南2条西3丁目20番の一部
- 2 特定有害物質
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完による基準適合の確認